

## 重層的支援体制整備事業について

## 1 重層的支援体制整備事業の概要

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「Ⅰ相談支援」、「Ⅱ参加支援」、「Ⅲ地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するもの

- ※既存の相談支援に関する国庫支出金（高齢・介護、障害、子育て、困窮）及び新たに取り組む参加支援等に対する国庫支出金が一括して、市町村の一般会計に交付される（介護保険特別会計の地域包括支援センター管理運営事業等を一般会計に移管）
- ※令和3年4月～、社会福祉法において任意事業として創設

## 2 国（厚生労働省）の考え方

## (1) 事業イメージ

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の支援体制では課題がある。
  - ・属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難
  - ・属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要

## (2) ポイント

- ①既存の相談支援等の取組を活かして実施する
- ②困難事例の押し付けにならないようにする
- ③各分野の相談機関や専門職の対応力を高める。

## 3 本市における重層的支援体制整備移行準備事業の処理方針（令和5年度）

- ①既存の相談窓口・支援等の取組を活かすことを基本に、誰もが相談しやすい包括的な支援体制を構築し、必要な人に必要な支援を届ける仕組みとする。
- ②6年度からの本格実施において、重層事業担当部署で課題の解きほぐしや関係機関の役割分担を整理できるよう、関係各所と円滑な連携を図りながら取り組む。
- ③5年9月からの移行準備業務（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業）の実施を通して、効果的な支援プランの検討等を行う。

＜重層的支援体制整備事業のイメージ＞

